

高知県と東京農業大学との連携に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と東京農業大学（以下「乙」という。）は、甲と乙がお互いの結びつきを深め、相互の持つ経営資源を有効に活用し、ともに発展するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、日本の地域農業及び農村社会の抱える様々な課題に連携して対応し、地域の活力増進及び発展並びに相互の人材育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号の事項について相互に連携協力する。

- （1）地域農業及び社会を支える人材の育成や交流に関する事。
- （2）お互いの持つ技術・情報などの知的資源及び人材の活用に関する事。
- （3）就職及び就農支援に関する事。
- （4）協力して実施する事業の企画、調整及び推進に関する事。
- （5）その他目的達成のために必要な事項に関する事。

（連携委員会）

第3条 前条に定める事項の円滑な推進のため、連携委員会を設置する。

2 連携委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間終了の日の30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、連携委員会で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙の長が署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年10月20日

甲 高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号

乙 東京都世田谷区桜丘一丁目1番1号

高知県知事

東京農業大学学長

尾崎正直



高野克己

